

# 指宿市都市計画マスタープラン

部分改定

平成29年9月

指 宿 市

# 指宿市都市計画マスタープラン(部分改定)について

## 1. 指宿市都市マスタープランについて

都市計画マスタープランは、都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用をはじめとする都市づくりの方針を明らかにするもので、都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

指宿市では、合併後の一体となった都市づくりに向け、平成24年3月に「都市計画基礎調査」を行い、上位計画である「第一次指宿市総合振興計画」を踏まえ、平成25年11月に「指宿市都市計画マスタープラン」を策定しました。

その中では、本計画の目指すべき都市の将来像として「大地の恵みを生かした戦略的互恵(5K)のまち指宿」を掲げており、観光・環境・景観・交流・健康を5Kとして位置づけ、健康については、健康核を中心とした健康レクリエーションゾーンについて充実を図り、運動施設の機能維持や利用促進に努めることとしています。

健康核の一つである潟山運動公園については、健康レクリエーションゾーンに位置付けされており、周辺施設とともにスポーツ・レクリエーション機能の充実を図り、市民の健康づくり、体力づくりの拠点として整備を行い、プロスポーツのキャンプやスポーツイベントの誘致にも努めることとしています。

## 2. 部分改定に至る背景

その後、平成28年3月に「第二次指宿市総合振興計画」が策定され、「郷土を愛し未来を拓くこころ豊かな人材を育むまち」を基本目標とし、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ることとしています。

その中では、市民が気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、スポーツ環境の整備・充実に努めるほか、スポーツクラブ等の育成、スポーツ交流の促進、スポーツ人口の増加、さらに2020年東京オリンピック・パラリンピック・国体を見据えた、競技団体・選手・指導者の育成および支援による競技力の向上に努めることとしています。

また、潟山運動公園周辺において、サッカー場や多目的グラウンドの整備に向けた構想が具体化したことや、鹿児島県から譲与されたなのはな館の施設の有効利用を図ることなどから、健康レクリエーションゾーンの拡充を図り、「スポーツ・レクリエーション整備地区」として潟山運動公園周辺の施設を含めた一体的な整備を検討することとなりました。

これらの計画を踏まえ、今回都市計画マスタープランに「スポーツ・レクリエーション整備地区」を明確に位置づけ、潟山運動公園周辺の運動施設の充実、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

## 3. 部分改定の内容

上記の詳細追加に至る背景を受けて、潟山運動公園周辺の運動施設の整備にあたり「スポーツ・レクリエーション整備地区」の位置を明確に示すこととしました。

(改定内容)

- ・(P64)土地利用方針図の健康レクリエーションゾーンの拡充を図る。
- ・(P93) 土地利用に、スポーツ・レクリエーション機能の充実を追記する。
- ・(P95)南指宿地域の地域整備方針図に南 スポーツ・レクリエーション整備地区を位置付ける。

なお、今回の部分改定に伴い、指宿市としての方針はこれまでと変わるものではありません。

(詳細図)

## 健康レクリエーションゾーンの拡充



(拡充まえ)



(拡充後)



健康レクリエーションゾーンの拡充

(追記)

## 土地利用方針のスポーツ・レクリエーション整備地区を追記

### (3) 地域整備方針

#### ①土地利用（市街地整備、住宅、農地、商工業地）

- ・本地域は他地域と比べ人口が多いことから、多世代が住み続けることのできる住環境の創出を図ります。
- ・十町や十二町内で、人口の集積がみられる地区においては、適正な土地利用を誘導し、住民がこれからも長く住み続けたいと思えるような住環境の形成に努めます。
- ・JR指宿駅周辺においては、商業・業務機能の集積が低くなっており、地域の活性化の課題となっていることから、駅舎・駅前広場を生かした、指宿の玄関口にふさわしい都市機能の集積を促進します。
- ・国道226号沿道の住宅地においては、大規模集客施設の立地を抑制し、周辺の居住環境と調和した生活利便施設、都市型住宅の誘導を図ります。
- ・東方に存在する未利用地においては、低未利用地の有効利用方策の検討などを行い、活力ある市街地の形成を促進します。



JR指宿駅



JR指宿駅周辺

- ・本地域には、他地域と比べて都市公園が比較的多く存在していることから、周辺施設とともにスポーツレクリエーション機能の充実を図り、市民の健康づくり、体力づくりの拠点として整備を行います。

#### ②都市施設（道路、公園、下水、河川、その他ごみ処理場、火葬場 等）

- ・歩道やガードレールのない生活道路がある地区においては、生活道路の安全性の確保を推進し、住民が安全・安心に生活できる道路環境の形成に努めます。
- ・都市計画道路のうち、現道のある路線区間については、現行の機能を分析するとともに、将来需要を把握し、現道のない路線区間については、代替となる周辺道路や周辺市街地の状況などを踏まえ、必要性の再検討を行います。
- ・本地域には、他地域と比べて都市公園が比較的多く存在していることから、健康レクリエーションの促進のための施設改善や適切な維持・管理を行い、利便性の向上を図ります。



県道下里湊宮ヶ浜線



セントラルパーク指宿



(詳細図)

# スポーツ・レクリエーション整備地区の位置付け

## 図 南指宿地域の地域整備方針図



### ■土地利用

- 南① 都市型の居住空間の形成
- 南② 指宿市の玄関口にふさわしい景観の形成
- 南③ 都市機能の集積の促進
- 南④ 東方地区の未利用地の有効利用方策の検討
- 南 スポーツ・レクリエーション整備地区